

公立大学法人宮城大学運営費交付金債務取扱要綱

（目的）

第1 この要綱は、公立大学法人宮城大学における運営費交付金の収益化及び使途の特定について必要な事項を定めるものとする。

（運営費交付金債務の収益化）

第2 運営費交付金債務は、期首において運営費交付金債務として負債計上し、業務の実施に伴い、次に掲げる基準により収益化する。

- 一 期間進行基準 時の経過に伴い運営費交付金を収益化する方法をいう。
 - 二 費用進行基準 費用の発生額と同額の業務が実施されたとみなして運営費交付金を収益化する方法をいう。
 - 三 業務達成基準 業務の実施に伴い運営費交付金債務を収益化する方法をいう
- 2 収益化の基準は、原則として期間進行基準によるものとする。ただし、他の方法により収益化することがより適当であると認められる場合は、この限りでない。

（使途の特定）

第3 運営費交付金の使途は、次の各号に掲げる順に行うものとする。

- 一 特殊要因経費
- 二 人件費
- 三 物件費

（人件費）

第4 人件費については、原則として運営費交付金費より、支払うものとする。

- 2 人件費のうち賞与については、賞与を支払う年度において受領した運営費交付金により支払うものとし、支払いの前年度以前において引当金を計上しないものとする。

（物件費）

第5 物件費については、運営費交付金費及び自己収入より、支払うものとする。

（適用除外）

第6 人件費及び物件費に関する第4及び第5の規定は、外部資金（寄附金収入、受託研究等収入）及び目的積立金によるものについては、適用しないものとする。

（収益化の時期）

第7 運営費交付金費債務等の収益化の時期は、3月末とする。

（その他）

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。